



決議事項

第1号議案 **会長及び副会長選任の件**

第2号議案 **実行委員長及び実行委員選任の件**

第3号議案 **実施要領の変更の件**

第1号議案 会長及び副会長選任の件



[会長]

(敬称略)

富山 和彦

株式会社経営共創基盤(IGPI) IGPIグループ会長

株式会社日本共創プラットフォーム(JPiX) 代表取締役社長

[副会長]

家田 仁

政策研究大学院大学 特別教授

第第2号議案 実行委員長及び実行委員選任の件



[実行委員長]

大島 邦彦 株式会社熊谷組 エグゼクティブフェロー

(敬称略)

[実行委員]

阿部 雅人 株式会社ベイシスコンサルティング
岩城 一郎 日本大学 工学部土木工学科 教授
岩佐 宏一 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 インフラマネジメント研究部会 副部会長
大石 健二 パシフィックコンサルタンツ株式会社 執行役員 東北支社長
大堀 正人 株式会社日立ソリューションズ サステナブルシティビジネス事業部
スマート社会ソリューション本部 空間情報ソリューション部
奥田 早希子 一般社団法人Water-n 代表理事
片岡 信之 一般社団法人国土政策研究会 理事 兼 関西支部 事務局長
笹谷 達也 日鉄高炉セメント株式会社 SL事業部東京グループ マネジャー
沢田 和秀 岐阜大学 工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 教授
鈴木 泉 株式会社ガイアート 道路維持戦略室 担当部長
高山 保 パイオニア株式会社 STC Piomatixソリューション統括G
DS開発部 モビリティテック開発室 モビリティデータ課
田村 裕美 一般社団法人ソーシャルテクニカ 代表理事
永田 善裕 リノブリッジ株式会社 取締役事業本部長
中谷 孔右 株式会社エコワーク 営業部 技術部長 (新任)
羽鳥 徹 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社
ビジネスソリューションサービス事業本部 シニアマネジャー
藤原 鉄朗 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 マネジメントシステム委員会 (新任)
アセットマネジメント専門委員会 副委員長
森尾 宣紀 長崎市 中央総合事務所 理事 (地域整備担当) (新任)
吉田 典明 日本工営株式会社 代表取締役専務執行役員 都市空間事業統括本部 事業統括本部長
若木 和雄 日進工業株式会社 特別参与



第3号議案 実施要領の変更の件

変更後	現行
<p data-bbox="136 347 1014 392">インフラメンテナンス国民会議 実施要領</p> <p data-bbox="100 448 528 493">第1条～第19条 略</p> <p data-bbox="62 555 331 600">(役員任期)</p> <p data-bbox="38 616 1075 660">第20条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p data-bbox="38 676 1111 778">2 役員任期は、国民会議実施要領第28条に規定する事業年度を単位とする。</p> <p data-bbox="38 794 1111 951">3 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="105 1015 349 1059">第21条 略</p> <p data-bbox="62 1121 239 1166">(相談役)</p> <p data-bbox="38 1182 1111 1284">第22条 国民会議に、国民会議の活動を円滑に推進するため、相談役を置くことができる。</p> <p data-bbox="38 1300 1097 1393">2 相談役任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p data-bbox="38 1409 1111 1511">3 相談役任期は、国民会議実施要領第28条に規定する事業年度を単位とする。</p>	<p data-bbox="1225 347 2103 392">インフラメンテナンス国民会議 実施要領</p> <p data-bbox="1189 448 1617 493">第1条～第19条 略</p> <p data-bbox="1151 555 1420 600">(役員任期)</p> <p data-bbox="1126 616 2163 660">第20条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p data-bbox="1126 676 2204 833">2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="1189 1002 1440 1046">第21条 略</p> <p data-bbox="1151 1109 1330 1153">(相談役)</p> <p data-bbox="1126 1169 2204 1272">第22条 国民会議に、国民会議の活動を円滑に推進するため、相談役を置くことができる。</p> <p data-bbox="1126 1287 2190 1380">2 相談役任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。</p>